

別添1

特定保健用食品の審査等取扱い及び指導要領

1 目的

この要領は、特定保健用食品に係る健康増進法（平成14年法律第103号。以下「法」という。）第43条第1項の許可及び法第63条第1項の承認（以下「許可等」という。）並びに健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令（平成21年内閣府令第57号。以下「内閣府令」という。）第4条の審査に際しての表示、申請手続、審査方法等の取扱いを定めるとともに、特定保健用食品の許可等後の取扱い及び監視指導の方法について定めることにより、特定保健用食品制度の円滑な運用に資することを目的とする。

2 特定保健用食品の区分及び表示事項等について

（1）区分

審査方法の違いにより、次のア～オに区分される。

ア 特定保健用食品

許可等を受けて、食生活において特定の保健の目的で摂取をする者に対し、その摂取により当該保健の目的が期待できる旨の表示をする食品をいう。

イ 条件付き特定保健用食品

特定保健用食品のうち、食生活において特定の保健の目的で摂取をする者に対し、その摂取により当該保健の目的が期待できる旨について条件付きの表示をすることとされたものをいう。

ウ 特定保健用食品（規格基準型）

特定保健用食品であって、別添3に示す規格基準を満たすものとして許可等を受けたものをいう。

エ 特定保健用食品（疾病リスク低減表示）

特定保健用食品であって、疾病リスクの低減に関する表示を含むものをいう。

オ 特定保健用食品（再許可等）

既に許可等が行われた特定保健用食品（以下「既許可食品」という。）と比較して、以下に掲げる変更がなされたものであって、当該区分で許可等を受けたものをいう。

- (ア) 許可等を受けた者の変更
- (イ) 商品名の変更
- (ウ) 風味（香料又は着色料等の添加物によるものをいう。）の変更
- (エ) その他、「特定保健用食品の表示許可等に関する部会における特定保健用食品の審議手続きに関する確認事項」（令和6年3月21日特定保健用食品の表示許可等に関する部会長決定）に定める再許可に該当する変更

(2) 表示事項及び表示の際の留意事項

内閣府令第8条第1項の規定に基づき、次の事項を表示しなければならない。表示する際は、食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）に基づき表示するとともに、次の点に留意し、一括して表示する等読みやすいように表示すること。表示は、認められた表示の範囲内とし、審査等の際して表示に条件が示された場合はこれに従うこと。虚偽又は誇大な表示、消費者に誤解を与える表示を行わないこと。

なお、本取扱い及び指導要領における表示とは、食品の小売用容器包装に記載された文字、図形等をいう。容器包装を透かして容易に見ることができる、内部に記載された文字、図形等及び食品に添付される説明書等に記載された文字、図形等も表示とみなす。

ア 商品名

別紙様式1の特定保健用食品表示許可申請書又は別紙様式2の特定保健用食品表示承認申請書（以下「申請書」という。）に記載した商品名のとおり、一括表示以外の見やすい箇所に表示すること。

イ 消費期限又は賞味期限

食品表示基準に基づき表示すること。

ウ 保存の方法（常温で保存する旨の表示を除く。）

食品表示基準に基づき表示すること。

エ 製造所所在地及び製造者の氏名（法人にあっては、その名称）

食品表示基準に基づき表示すること。

オ 許可証票又は承認証票

内閣府令別記様式第3号による許可証票又は同別記様式第6号による承認証票を一括表示以外の見やすい箇所に表示すること。

ただし、条件付き特定保健用食品にあっては、同別記様式第4

号による許可証票又は同別記様式第7号による承認証票を表示すること。

カ 許可等を受けた表示の内容

保健の用途（表示される保健の効果に基づく特定の保健の用途をいう。）の表示として許可等を受けた表示の内容のとおり表示すること。その際、許可等を受けた表示の一部分のみを記載してはならない。

なお、事項名は「許可表示」（承認を受けた表示の内容にあつては「承認表示」）と簡略して記載することができる。

キ 栄養成分量及び熱量

栄養成分量及び熱量の表示は、食品表示基準に基づき、試験検査機関による分析結果を基に適切に表示すること。

また、特定の保健の目的に資する栄養成分（以下「関与成分」という。）の量については、消費期限又は賞味期限を通じて含有する値とすること。

ク 原材料名及び添加物の表示

食品表示基準に基づき表示すること。

ケ 特定保健用食品である旨（条件付き特定保健用食品にあつては、条件付き特定保健用食品である旨）

一括表示以外の見やすい箇所に「特定保健用食品」と表示すること。

ただし、条件付き特定保健用食品にあつては、「条件付き特定保健用食品」と表示すること。

コ 内容量

食品表示基準に基づき表示すること。

サ 一日当たりの摂取目安量

申請書に記載した内容のとおり表示すること。

なお、事項名は「一日摂取目安量」と簡略して記載することができる。

シ 摂取の方法

申請書に記載した内容のとおり表示すること。一日当たりの摂取目安量の事項に併せて表示して差し支えない。

ス 摂取をする上での注意事項

申請書に記載した内容のとおり表示すること。

なお、事項名は「摂取上の注意」と簡略して記載することができる。

セ バランスの取れた食生活の普及啓発を図る文言

「食生活は、主食、主菜、副菜を基本に、食事のバランスを。」と表示すること。

なお、確実に消費者の目に留まるよう、容器包装の前面に表示することとし、文字の大きさや配置、パッケージ全体のデザイン等について十分に配慮すること。

ソ 関与成分について栄養素等表示基準値が示されているものにあつては、一日当たりの摂取目安量に含まれる当該栄養成分の当該栄養素等表示基準値に対する割合

食品表示基準に基づき表示すること。

タ 摂取、調理又は保存の方法に関し、特に注意を必要とするものにあつては、その注意事項

申請書に記載した内容のとおり表示すること。

なお、事項名は「摂取、調理又は保存の方法の注意」、「摂取の方法の注意」、「調理の方法の注意」、「保存の方法の注意」等、内容に応じ簡略して記載することができる。

チ 許可等を受けた者が製造者以外の者であるときは、その許可等を受けた者の営業所所在地及び氏名（法人にあつては、その名称）

事項名は「販売者」、「輸入者」又は「許可を受けた者」（承認を受けた者にあつては「承認を受けた者」）と簡略して記載することができる。

3 許可等の要件

食生活の改善が図られ、健康の維持増進に寄与することが期待できるものであつて、次の要件に適合するものについて許可等を行うものであること。

- (1) 食品又は関与成分について、表示しようとする保健の用途に係る科学的根拠が医学的、栄養学的に明らかにされていること。
- (2) 食品又は関与成分についての適切な摂取量が医学的、栄養学的に設定できるものであること。
- (3) 食品又は関与成分が、添付資料等からみて安全なものであること。
- (4) 関与成分について、次の事項が明らかにされていること。ただし合理的理由がある場合には、この限りではない。
 - ア 物理学的、化学的及び生物学的性状並びにその試験方法
 - イ 定性及び定量試験方法
- (5) 食品又は関与成分が、ナトリウム若しくは糖類等を過剰摂取させ

ることとなるもの又はアルコール飲料ではないこと。

- (6) 同種の食品が一般に含有している栄養成分の組成を著しく損なったものでないこと。
- (7) 日常的に食される食品であること。
- (8) 食品又は関与成分が、「食薬区分における成分本質（原材料）の取扱いの例示」（令和2年3月31日付け薬生監麻発0331第9号厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長通知）の別添1「専ら医薬品として使用される成分本質（原材料）リスト」に含まれるものではないこと。

4 申請手続

許可等を受けようとする者は、申請書及び内閣府令第3条に基づく資料（以下「添付資料」という。）を消費者庁長官に提出すること。申請書の様式は、許可申請書にあっては別紙様式1、承認申請書にあっては別紙様式2によること。なお、申請書及び添付資料の作成に当たっては、別添2を参考にすること。

表示の許可等に係る手数料のうち国庫に納付すべきものについては、健康増進法施行令（平成14年政令第361号。以下「施行令」という。）第7条第1号に定める額に相当する額の収入印紙を申請書に貼付して、又は消費者庁により発行された施行令第7条第1号に定める額に相当する額の納入告知書により、納入すること。なお、貼付した収入印紙には押印等を行わないこと。

申請後に申請書の差替えを行う場合は別紙様式3、申請の取下げを行う場合は別紙様式4によること。

5 審査及び許可

(1) 審査の手順

ア 消費者庁は、申請書及び添付資料を受け付け、内容の確認を行った後、食品安全委員会へ諮問を行うとともに、特定保健用食品の表示許可等に関する部会において審議を行う。なお、審議の内容については、食品安全委員会において安全性の審議を、特定保健用食品の表示許可等に関する部会において安全性及び効果の審議を行う。

イ 消費者庁は、審議の結果、食品安全委員会及び特定保健用食品の表示許可等に関する部会の了承が得られたものについては、許可等の必要な事務手続を行うものとする。

ウ 消費者庁は、「特定保健用食品の表示許可等に関する部会における特定保健用食品の審議手続きに関する確認事項」（令和6年3月21日特定保健用食品の表示許可等に関する部会長決定）に基づき審議を省略してよいものと認めるときは、消費者庁食品表示課において申請書及び添付資料の確認（特定保健用食品（規格基準型）については、別添3に示す規格基準に適合していることの確認）を行った上で、特定保健用食品の表示許可等に関する部会における審議を経て了承が得られたものとして許可等の必要な事務手続を行うものとする。

エ 食品安全委員会が食品安全基本法（平成15年法律第48号）第11条第1項第1号に規定する食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないと認めるときは、消費者庁食品表示課において申請書及び添付資料の確認を行った上で、食品安全委員会における審議を経て了承が得られたものとして許可等の必要な事務手続を行うものとする。

（2）標準的事務処理期間

特定保健用食品の保健の用途等の審査及び表示の許可等に要する標準的事務処理期間は、申請書が受理された日から5か月とする。

ただし、本期間に提出された申請書又は添付資料に不備があり、これを申請者が修正するのに要する期間及び食品安全委員会における審議の期間は含まないものとする。

なお、特定保健用食品（規格基準型）にあつては、標準的事務処理期間は、申請書が受理された日から2か月とする。

6 製品見本の試験検査（許可試験）

（1）試験検査の依頼

小規模に試作する場合と実際に商品として市販するために大規模に製造する場合とでは、栄養成分の添加技術に著しい差異を生じるおそれがあるので、単に試作の段階で申請することなく、実際に商品として販売する際に行う原材料の配合、製造方法等に従って製造したものであって、市販される容器包装に収められたものを製品見本とすること。

製品見本の試験検査は、申請後、申請書及び添付資料のうち「食品中における特定の保健の目的に資する栄養成分の定性及び定量試験の試験検査の成績書並びにその試験検査の方法を記載した資料」の写しを添付して、申請者が直接、国立研究開発法人医薬基盤・

健康・栄養研究所（以下「研究所」という。）又は法第 43 条第 3 項に規定する登録試験機関に持ち込む。

試験検査依頼の際には、研究所にあつては、施行令第 7 条第 2 号に定める額、登録試験機関にあつては、法第 50 条第 1 項に規定する試験業務規程に定める額をそれぞれ納付するものとする。

具体的な試験検査依頼の方法は、研究所又は登録試験機関の定める方法に従う。

(2) 試験検査成績書（許可試験結果通知書）の提出

研究所又は登録試験機関が発行した試験検査成績書（許可試験結果通知書）は、消費者庁食品表示課に提出する。

7 許可書及び承認書の交付

(1) 特定保健用食品として許可したものは、別紙様式 5 の許可書を消費者庁長官から申請者に交付する。また、消費者庁食品表示課から、許可した旨を当該申請者の主たる事務所の所在地及び当該食品の製造施設を管轄する都道府県、保健所を設置する市又は特別区（以下「都道府県等」という。）に連絡する。

(2) 特定保健用食品として承認したものは、別紙様式 6 の承認書を消費者庁長官から申請者に交付する。

8 許可後の取扱い

(1) 商品情報の送付

消費者への適切な情報提供や商品選択に資する観点から、全ての既許可食品について、その商品情報を研究所のウェブサイト「健康食品」の安全性・有効性情報データベース」に掲載する必要がある。

そのため、許可等を受けた者は、研究所のウェブサイト（<https://hfnet.nibiohn.go.jp/usr/faq/q3.html>）から作成用フォーマットをダウンロードし、既許可食品ごとに必要事項を記載した上で指定された宛先に作成用フォーマットを送付すること。掲載事項に変更が生じた場合も同様とする。

(2) 変更事項の届出

既許可食品について、申請書及び添付資料の内容を変更するに当たって、その内容によっては新規の許可等が必要となる場合がある。基本的に、製品の同一性を失わず、保健の用途の効果の変化を伴わない範囲における変更については、新規の許可等は要さないが、次に掲げる事項に該当する変更を行う場合は、原則当該変更を行った

製品の製造を開始する前に、別紙様式7により変更事項を消費者庁次長に届出すること。

ア 個人、法人の同一性が確保されている範囲内での許可等を受けた者の氏名又は住所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地）の変更

定款その他当該変更が適当であることを明らかにする資料を添付すること。

イ 製品の同一性を失わず保健の用途の効果の変化を伴わない範囲における次の表に示す事項の変更

当該変更が適当であることを明らかにする資料として次の表に示す資料を添付すること。ただし、別紙様式7の4 変更事項欄において当該変更が適当であることを明らかにできる場合は、資料の添付を省略して差し支えない。

変更事項		添付資料
表示事項	消費期限又は賞味期限	変更の理由を説明する資料及び変更後の消費期限又は賞味期限における安定性試験成績書
	保存の方法	変更の理由を説明する資料及び製品の同一性を失わず保健の用途の効果の変化を伴わない理由を説明する資料
	製造所所在地又は製造者氏名（法人の場合は、その名称）	変更後の製造委託契約書及び品質管理に関する資料
	栄養成分（関与成分を除く。）量又は熱量	変更の理由、製品の同一性を失わず保健の用途の効果の変化を伴わない理由及びその科学的根拠となる説明資料並びに試験検査機関において行った栄養成分量及び熱量の成分分析試験検査成績書
	内容量（一日当たりの摂取目安量の変更を伴わず、既許可食品の適切な	変更又は追加の理由を説明する資料及び過剰摂取等の安全性に関する説明資料

	摂取を損なわない場合に限る。)	
	摂取をする上での注意事項（内容の変更を伴わない軽微な変更又は注意事項の追加。）	変更又は追加の理由を説明する資料及びその根拠となる資料
	摂取、調理又は保存方法の注意（内容の変更を伴わない軽微な変更又は注意事項の追加。）	変更又は追加の理由を説明する資料及びその根拠となる資料
	表示見本	変更後の表示見本及び表示見本の新旧等変更箇所を明らかにする資料又は追加する表示見本
表示事項以外の事項	関与成分の試験検査の方法	変更の理由を説明する資料、同等の試験検査の方法であることを説明する資料及び試験検査成績書
	品質管理の方法（原材料規格、製品規格、製造方法の変更）	変更の理由、製品の同一性を失わず保健の用途の効果の変化を伴わない理由及びその科学的な裏付けとなる説明資料 (必要に応じ) 栄養成分量及び熱量の成分分析試験検査成績書

- なお、次に掲げる事項については、変更事項の届出は不要である。
- (ア) 許可等を受けた者が法人である場合であって、法人の代表者氏名の変更
 - (イ) 担当者の連絡先（所属、氏名、電話番号、メールアドレス）の変更
 - (ウ) 変更事項が表示見本のみに係るものであって、保健の用途、安全性、その他食品の機能性の強調に関わらない表示見本の変更

新規の許可等又は変更事項の届出が必要な場合について、随時、事前相談を受け付けていることから、消費者庁食品表示課まで照会すること。

(3) 安全性等に関する情報収集及び報告

特定保健用食品の許可等を受けた者においては、当該食品の安全性、効果等を確保する観点から、次の事項について留意すること。

ア 許可等後の科学的知見の集積等により、その保健の用途に係る効果や当該食品の安全性等に問題が生じていないか、その確認に努めなければならない。

イ 次に掲げる保健の用途に係る効果や当該食品の安全性等に問題が生じる可能性のある新たな知見を入手した際（当該食品の摂取と健康被害の因果関係が否定できない場合であって健康被害の発生及び拡大のおそれがある場合を含む。）は、別紙様式 8 により、入手してから 30 日以内に（当該食品の摂取と健康被害の因果関係が否定できない場合であって健康被害の発生及び拡大のおそれがある場合は速やかに）消費者庁長官に報告すること。なお、30 日以内に十分な報告が困難である場合、「今後の対応」欄に、追加で対応を行う旨を記載し、後日、追加報告すること。

（ア）当該食品に起因する危害のうち、死亡、重大な疾病等が発生するおそれがあることを示す知見

（イ）当該食品又はその関与成分が保健の用途に係る効果を持たないことを示す知見

（ウ）関与成分の作用機序が申請時に提出されたものと異なる又は異なる可能性があることを示す知見

（エ）当該食品と同時に摂取することで医薬品等の有効性等を増減させることを示す知見

（オ）申請時に提出された関与成分の分析方法よりも高い性能の方法により、関与成分及びその含有量について申請書の内容と異なることを示す知見

（カ）当該食品の品質管理において、申請時に提出された原材料及び製品の関与成分等の規格が維持できないことを示す知見

（キ）諸外国の規制当局から許可等を取得した食品又はその関与成分の製造、輸入又は販売について、当該規制当局による中止、回収、廃棄等の措置の実施に係る知見

ウ 特定保健用食品の販売に伴い許可等を受けた者に寄せられた消費者からの健康影響に関する苦情等について、処理経過を含め、記録し、保存するよう努めなければならない。なお、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 51 条第 2 項の規定に基づき都道府

県知事等に健康被害又は製品回収等について報告を行った場合は、別紙様式 8 により、併せて消費者庁長官に報告すること。ただし、食品衛生法第 58 条第 1 項若しくは食品表示法（平成 25 年法律第 70 号）第 10 条の 2 第 1 項の規定に基づく食品の自主回収の届出又はそれに準じた任意の届出を行った場合は、別紙様式 8 により消費者庁長官に報告することは要さない。

(4) 商品の表示及び広告

商品の保健の用途に係る表示及び広告については、全体として許可等を受けた表示の範囲内とすることとし、虚偽又は誇大な記載をすることがないようにすること。

なお、商品が販売される際には、当該商品の表示が、申請書及び変更届書と不一致が無いか確認すること。

(5) 品質管理等の定期的な報告

ア 許可等を受けた者は、品質管理の一環として、平時から試験検査を実施し、各年度の品質管理の状況等について翌年度の 4 月から 6 月末日までに別紙様式 9 に必要な資料を添付し、消費者庁長官に提出すること。

なお、販売実績がない場合は、別紙様式 9 により販売実績がない旨を報告し、備考欄に今後の販売又は失効の予定を明記すること。

イ 試験検査については、試験成績の信頼性を確保するために必要な施設、機器及び職員等を有し、かつ適正に運営管理された試験検査施設において実施し、少なくとも 3 年に 1 回は研究所又は登録試験機関において 6 に定める許可試験と同等の試験検査を実施すること。試験検査は、アにおいて消費者庁長官に提出する日の属する年度の前年度末まで（報告する年の 3 月 31 日まで）に終了するよう実施すること。

(6) 失効の届出

既許可食品について、次に掲げる事項が生じた場合は許可等が失効したものとし、別紙様式 10 により消費者庁次長に特定保健用食品表示許可（承認）失効届書を提出すること。

ア 許可等を受けた者が死亡したとき又は許可等を受けた法人が解散したとき

この場合、許可等を受けた者の相続人若しくは相続人に代わって相続財産を管理する者、清算人、若しくは破産管財人又は合併後存続し、若しくは合併により設立された法人の代表者が届け出

ること。

イ 許可等を受けた者が当該商品の販売、製造を中止したとき

9 監視指導

特定保健用食品の監視に当たっては、次に掲げる事項につき留意すること。

- (1) 表示等に関する指導取締りについては、医薬行政と食品安全行政が緊密な連携をとり、その適正化を図ること。
- (2) 都道府県等は、必要に応じ、許可等を受けた者等から、既許可食品に係る情報を入手し、対応すること。
- (3) 製品の品質管理体制の整備について、製造業者に対して指導するとともに、必要に応じ、製造施設に立ち入り、品質管理に係る試験結果等の記録を確認すること。
- (4) 内閣府令で定める事項を表示していないとき又は虚偽の表示をしたときは、法第 62 条（法第 63 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により、当該許可等を取り消すことができることとされているので、このような食品を発見した場合は、消費者庁食品表示課に通報すること。
- (5) 広告についても、許可等が行われた表示の範囲内とし、虚偽又は誇大な広告とならないよう指導すること。特に、条件付き特定保健用食品及び特定保健用食品（疾病リスク低減表示）の広告におけるキャッチフレーズにおいて、限定的な科学的根拠である旨の省略、疾病名のみを強調等を行う場合は、虚偽又は誇大な表示に該当し得ることに留意すること。
- (6) 制度の適切な運用のため、許可等を受けずに特定の保健の目的に資する旨の表示をした食品が販売されていないかどうかの監視に努めるとともに、このような食品を発見した場合には、許可等を受けるまでの間、当該表示を修正した後販売するよう指導する等、適切な措置を講ずること。なお、これらの食品について、特定の保健の用途に係る広告を行っている場合は、特定保健用食品との誤認を与え、好ましいものではないことから、許可等を受けるまでの間は当該広告を中止するよう指導する等の措置を講ずること。

別紙様式 1

特定保健用食品表示許可申請書

年 月 日

消費者庁長官 殿

申請者住所（法人にあっては主たる事務所所在地）
〃 氏名（法人にあっては名称及び代表者）

健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）第 43 条第 1 項の規定により特定保健用食品の表示の許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 商品名
- 2 消費期限又は賞味期限
- 3 保存の方法（常温で保存する旨の表示を除く。）
- 4 製造所所在地及び製造者の氏名（法人にあっては、その名称）
- 5 許可を受けようとする理由及び食品が国民の食生活の改善に寄与し、その摂取により国民の健康の維持増進が図られる理由
- 6 許可を受けようとする表示の内容
- 7 栄養成分量及び熱量（関与成分について栄養素等表示基準値が示されているものには、一日当たりの摂取目安量に含まれる当該栄養成分の当該栄養素等表示基準値に対する割合）
- 8 原材料及び添加物の配合割合
- 9 製造方法
- 10 内容量
- 11 一日当たりの摂取目安量
- 12 摂取をする上での注意事項
- 13 摂取、調理又は保存方法に関し、特に注意を必要とするものについては、その注意事項
- 14 その他

（注）

法人の場合は定款又は寄付行為を添付すること。

別紙様式 2

特定保健用食品表示承認申請書

年 月 日

消費者庁長官 殿

申請者住所（法人にあっては主たる事務所所在地）
〃 氏名（法人にあっては名称及び代表者）

健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）第 63 条第 1 項の規定により特定保健用食品の表示の承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 商品名
- 2 消費期限又は賞味期限
- 3 保存の方法（常温で保存する旨の表示を除く。）
- 4 製造所所在地及び製造者の氏名（法人にあっては、その名称）
- 5 承認を受けようとする理由及び食品が国民の食生活の改善に寄与し、その摂取により国民の健康の維持増進が図られる理由
- 6 承認を受けようとする表示の内容
- 7 栄養成分量及び熱量（関与成分について栄養素等表示基準値が示されているものにおいては、一日当たりの摂取目安量に含まれる当該栄養成分の当該栄養素等表示基準値に対する割合）
- 8 原材料及び添加物の配合割合
- 9 製造方法
- 10 内容量
- 11 一日当たりの摂取目安量
- 12 摂取をする上での注意事項
- 13 摂取、調理又は保存方法に関し、特に注意を必要とするものについては、その注意事項
- 14 その他

（注）

法人の場合は定款又は寄付行為を添付すること。

別紙様式 3

特定保健用食品表示許可（承認）申請書 差替え願

年 月 日

消費者庁長官 殿

申請者住所（法人にあっては主たる事務所所在地）

〃 氏名（法人にあっては名称及び代表者）

年 月 日付けで申請している「
」の特定保健用食品表示許可（承認）申請書において、下記のとおり変更が生じたため、差替え願います。

記

1 変更事項

2 変更事由

（注）

変更後の申請書を添付すること。

別紙様式 4

特定保健用食品表示許可（承認）申請取下げ願

年 月 日

消費者庁次長 殿

申請者住所（法人にあっては主たる事務所所在地）
〃 氏名（法人にあっては名称及び代表者）

健康増進法に基づく、下記の特典保健用食品の表示許可（承認）申請を取り下げます。

記

1 商品名

2 申請年月日
年 月 日

3 取下げの理由

特定保健用食品表示許可書

申請者

年 月 日付けで申請のあった「 」について、
健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）第 43 条第 1 項の規定により、下
記のとおり特定保健用食品の表示をすることを許可する。

年 月 日

消費者庁長官
（公印省略）

記

許可番号 第 号

表示内容

その他

別紙様式 6

消食表第 号

特定保健用食品表示承認書

申請者

年 月 日付けで申請のあった「 」について、
健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）第 63 条第 1 項の規定により、下
記のとおり特定保健用食品の表示をすることを承認する。

年 月 日

消費者庁長官
（公印省略）

記

承認番号 第 号

表示内容

その他

別紙様式 7

特定保健用食品表示事項変更届書

年 月 日

消費者庁次長 殿

届出者住所（法人にあっては主たる事務所所在地）

〃 氏名（法人にあっては名称及び代表者）

特定保健用食品について、下記のとおり表示事項の変更があったので届け出ます。

記

- 1 商品名
- 2 許可（承認）を受けた者（法人にあっては名称）
- 3 許可（承認）年月日
番 号
- 4 変更事項（新旧対照により記載する。）

（注）

変更の理由等参考資料を添付すること。

別紙様式 8

特定保健用食品 知見等報告書

年 月 日

消費者庁長官 殿

報告者住所（法人にあっては主たる事務所所在地）

〃 氏名（法人にあっては名称及び代表者）

特定保健用食品について、下記のとおり 年 月 日付けで新たな知見を入手したので報告します。

記

- 1 商品名
- 2 許可（承認）を受けた者（法人にあっては名称）
- 3 許可（承認）年月日
〃 番号
- 4 添付資料
- 5 概要
- 6 報告者の見解
- 7 今後の対応
- 8 備考

（注）

必要に応じ本様式の項目名等を改変して差し支えない。

別紙様式 9

特定保健用食品 品質管理等報告書

年 月 日

消費者庁長官 殿

報告者住所（法人にあっては主たる事務所所在地）
 〃 氏名（法人にあっては名称及び代表者）

特定保健用食品について、品質管理等の状況（ 年度分）を以下の
 とおり報告します。

許可事項				検査 結果	年度の 販売状況	備考
許可（承 認）番号	商品名	関与成分名	含有量			
・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・

（注）

販売実績がある場合、研究所、登録試験機関又はその他の試験検査施設が発行した試験検査成績書を添付すること。

別紙様式 10

特定保健用食品表示許可（承認）失効届書

年 月 日

消費者庁次長 殿

届出者住所（法人にあっては主たる事務所所在地）

〃 氏名（法人にあっては名称及び代表者）

特定保健用食品について、下記のとおり表示の許可（承認）の消滅事由に該当したので届け出ます。

記

- 1 商品名
- 2 許可（承認）を受けた者（法人にあっては名称）
- 3 許可（承認）年月日
番 号
- 4 許可（承認）消滅の事由